

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第30号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(知事政策局) 第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策課～行政改革・評価室（略） 国際課 <u>拉致問題調整室</u> <u>パスポートセンター</u>	(知事政策局) 第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策課～行政改革・評価室（略） 国際課 <u>韓国室</u> <u>ロシア室</u> <u>中国室</u> <u>拉致問題調整室</u> <u>パスポートセンター</u>
(県民生活・環境部) 第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 <u>消費とくらしの安全室</u> <u>交通安全対策室</u> 新潟暮らし推進課（略） 文化振興課～男女平等社会推進課（略） 震災復興支援課 計画調整係 <u>広域支援対策係</u> 環境企画課～廃棄物対策課（略） 2（略）	(県民生活・環境部) 第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 <u>安全・安心なまちづくり班</u> <u>交通安全対策室</u> 新潟暮らし推進課（略） <u>消費者行政課</u> <u>企画係</u> <u>取引・表示係</u> 文化振興課～男女平等社会推進課（略） 震災復興支援課 計画調整係 <u>復興事業支援係</u> <u>広域支援対策室</u> 環境企画課～廃棄物対策課（略） 2（略）
(防災局) 第6条の4 防災局に次の課、係及び班を置く。 防災企画課～消防課（略） 原子力安全対策課 企画調整係 原子力防災対策係 原子力安全対策係 <u>放射線監視係</u>	(防災局) 第6条の4 防災局に次の課、 <u>室</u> 、係及び班を置く。 防災企画課～消防課（略） 原子力安全対策課 企画調整係 原子力防災対策係 原子力安全対策係 <u>放射能対策室</u>
(福祉保健部) 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。	(福祉保健部) 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。

福祉保健課～医師・看護職員確保対策課 (略)
高齢福祉保健課
高齢化対策係 在宅福祉班 介護サービス係
介護人材確保係
健康対策課～少子化対策課 (略)

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課

総務係 予算係

創業・経営支援課

創業・小規模企業支援班 金融係

産業振興課～職業能力開発課 (略)

(観光局)

第6条の7 観光局に次の課を置く。

観光企画課

国際観光推進課

(農林水産部)

第6条の8 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課・地域農政推進課 (略)

農産園芸課

水田農業係 主要作物係 生産環境係 園芸拡大推進室

経営普及課～治山課 (略)

2・3 (略)

第6条の9 (略)

第6条の10 (略)

第6条の11 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課～広報広聴課 (略)

行政改革・評価室

(1)～(4) (略)

福祉保健課～医師・看護職員確保対策課 (略)
高齢福祉保健課
高齢化対策係 在宅福祉班 施設福祉係 介護
事業係 介護人材確保係
健康対策課～少子化対策課 (略)

(産業労働観光部)

第6条の6 産業労働観光部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課

総務係 予算係 経営支援室

産業振興課～職業能力開発課 (略)

観光企画課

国際観光推進課

2 前項に規定するもののほか、産業労働観光部に観光局を置く。

3 観光局は、観光企画課及び国際観光推進課を所管する。

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課・地域農政推進課 (略)

農産園芸課

水田農業係 主要作物係 園芸振興係 生産環境係

経営普及課～治山課 (略)

2・3 (略)

第6条の8 (略)

第6条の9 (略)

第6条の10 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課～広報広聴課 (略)

行政改革・評価室

(1)～(4) (略)

(5) 組織力向上に関する事項

(5) (略)

国際課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

総務管理部

財政課 (略)

人事課

(1) 県庁働き方改革の推進に関する事項

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7)～(10) (略)

法務文書課

(1) 条例、規則等の審査及び整理に関する事項

(2) 訟務事務の総括に関する事項

(3) 公益法人及び公益信託に関する事務の調整に関する事項

(4) 宗教法人に関する事項

(5) 文書及び公印の管理に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

(8) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項

(9) (略)

大学・私学振興課 (略)

市町村課

(1)～(10) (略)

(11) 市町村の合併並びに組合、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託に関する事項

地域政策課 (略)

情報政策課

(6) (略)

国際課

(1)・(2) (略)

(3) 国際経済交流の促進に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

総務管理部

財政課 (略)

人事課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 職員の特別ほう賞金に関する事項

(7)～(10) (略)

法務文書課

(1) 文書の收受及び発送に関する事項

(2) (略)

(3) 文書の保存に関する事項

(4) 公印の管理に関する事項

(5) 公告式及び公文例に関する事項

(6) (略)

(7) 官報掲載事項の報告に関する事項

(8) 県例規集の編集に関する事項

(9) 条例、規則等の審査及び整理に関する事項

(10) 公益法人に関する事務の調整に関する事項

(11) 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務の調整に関する事項

(12) 訟務事務の総括に関する事項

(13) 宗教法人に関する事項

(14) 情報公開制度に関する事項

(15) 個人情報保護制度に関する事項

(16) 資産公開制度に関する事項

(17) (略)

大学・私学振興課 (略)

市町村課

(1)～(10) (略)

(11) 市町村合併の支援に関する事項

(12) 市町村の組合、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託に関する事項

地域政策課 (略)

情報政策課

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

統計課・税務課 (略)
管財課

(1) 公有財産の取得、管理及び処分の総括並びに監督に関する事項

(2) 県有宿舍の設置及び管理並びに普通財産の管理及び処分に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 通信施設の保守管理及び運用計画に関する事項

(9) 通信施設の維持修繕工事の執行に関する事項

(10) 災害時等における通信統制に関する事項

総務事務センター

(1) (略)

(2) (略)

(3) 職員の給与及び旅費の支給に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 職員及び非常勤職員の公務災害補償に関する事項

(8) 職員の福利厚生及びライフプランの推進に関する事項

(9) 職員の児童手当に関する事項

(10) (略)

県民生活・環境部
県民生活課

(1)・(2) (略)

(1)～(8) (略)

(9) 事務のシステム化等の調整及び指導に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

統計課・税務課 (略)
管財課

(1) 公有財産に関する制度の企画及び立案に関する事項

(2) 公有財産の管理及び処分の総括並びに監督に関する事項

(3) 土地、建物等の借入れの調整に関する事項

(4) 県有宿舍の設置、管理及び処分並びに普通財産の管理及び処分に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 通信施設の運用計画に関する事項

(11) 有線電話の加入、管理、処分等に関する事項

(12) 有線通信施設の保守管理に関する事項

(13) 防災行政無線通信施設の保守管理に関する事項

(14) 災害時等における通信統制及び非常通信に関する事項

総務事務センター

(1) 総務事務プロセス改革に関する事項

(2) (略)

(3) (略)

(4) 職員の給与の支給に関する事項

(5) 職員の旅費の支給に関する事項

(6) (略)

(7) 支出負担行為の確認に関する事項 (前3号に掲げる事項に係るものに限る。)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 職員の公務災害補償に関する事項

(11) 職員の福利厚生に関する事項

(12) 職員のライフプランの推進に関する事項

(13) 職員の児童手当及び子ども手当に関する事項

(14) (略)

県民生活・環境部
県民生活課

(1)・(2) (略)

- (3) ボランティア等の社会活動参加及び民間非営利団体との連携の促進に関する事項
 - (4) 特定非営利活動法人の認証等に関する事項
 - (5) 消費者行政の企画及び調整に関する事項
 - (6) 商品等の規格、表示、取引等の適正化に関する事項
 - (7) (略)
 - (8) 交通安全対策に関する事項
 - (9) (略)
 - (10) 消費生活センターに関する事項
 - (11) (略)
- 新潟暮らし推進課 (略)

文化振興課

- (1)・(2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
- スポーツ課～震災復興支援課 (略)
- 環境企画課
- (1)・(2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
 - (7) (略)
 - (8) (略)
 - (9) (略)
 - (10) (略)
- 環境対策課
- (1)～(6) (略)
 - (7) 騒音及び振動の規制並びに悪臭の防止に関する事項

- (3) ボランティア等社会参加活動の推進及び調整に関する事項
 - (4) 民間非営利団体との連携の促進及び特定非営利活動法人の認証等に関する事項
 - (5) 県民運動の企画及び調整に関する事項
 - (6) 県民運動の推進に関する事項
 - (7) (略)
 - (8) 交通安全対策の企画及び調整に関する事項
 - (9) 交通安全教育に関する事項
 - (10) 交通安全対策特別交付金に関する事項
 - (11) (略)
 - (12) (略)
- 新潟暮らし推進課 (略)
- 消費者行政課

- (1) 消費者行政の企画及び調整に関する事項
 - (2) 商品等の規格、表示、取引等の適正化に関する事項
 - (3) 農林水産物の品質表示等の適正化に関する事項
 - (4) 消費者団体に関する事項
 - (5) 物価対策の調整に関する事項
 - (6) 県民生活安定緊急措置等に関する事項
 - (7) 金融に係る知識の普及に関する事項
 - (8) 消費生活センターに関する事項
- 文化振興課

- (1)・(2) (略)
 - (3) 余暇利用施策の調整に関する事項
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
 - (7) (略)
- スポーツ課～震災復興支援課 (略)
- 環境企画課
- (1)・(2) (略)
 - (3) 公害防止計画に関する事項
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) 貴重動植物の保護に関する事項
 - (7) (略)
 - (8) (略)
 - (9) (略)
 - (10) (略)
 - (11) (略)
 - (12) (略)
- 環境対策課
- (1)～(6) (略)
 - (7) 騒音の規制に関する事項
 - (8) 振動の規制に関する事項

- (8) (略)
- (9) 地下水及び土壌の汚染対策に関する事項
- (10) (略)
 廃棄物対策課 (略)
 防災局 (略)
 福祉保健部
 福祉保健課
- (1) (略)
- (2) 福祉保健部所管の人事、予算及び経理に関する事項(基幹病院整備室の所管に属する事項を除く。)
- (3)～(7) (略)
- (8) 福祉、保健及び医療情報並びに厚生統計に関する事項
- (9) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する事項
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
 国保・福祉指導課・医務薬事課 (略)
 基幹病院整備室
- (1) 基幹病院事業の予算及び経理に関する事項
- (2) (略)
- (3) (略)
 医師・看護職員確保対策課～健康対策課
 (略)
 生活衛生課
- (1)・(2) (略)
- (3) 建築物における衛生の確保に関する事項
- (4) 水道に関する事項
- (5) (略)
- (6) 動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事項
- (7) と畜場及び食鳥処理並びに化製場等に関する事項
- (8) (略)
- (9) (略)

- (9) 悪臭の防止に関する事項
- (10) (略)
- (11) 地下水の汚染対策に関する事項
- (12) 土壌の汚染対策に関する事項
- (13) (略)
 廃棄物対策課 (略)
 防災局 (略)
 福祉保健部
 福祉保健課
- (1) (略)
- (2) 福祉保健部所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (3)～(7) (略)
- (8) 厚生統計に関する事項
- (9) 福祉、保健及び医療情報に関する事項
- (10) 生活保護に関する事項
- (11) 生活困窮者の自立支援に関する事項
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
 国保・福祉指導課・医務薬事課 (略)
 基幹病院整備室
- (1) (略)
- (2) (略)
 医師・看護職員確保対策課～健康対策課
 (略)
 生活衛生課
- (1)・(2) (略)
- (3) (略)
- (4) と畜場に関する事項
- (5) 食鳥処理に関する事項
- (6) 狂犬病の予防に関する事項
- (7) 動物の愛護及びその適正な飼養又は保管に関する教育活動等並びに管理に関する事項
- (8) ねずみ及び衛生害虫の駆除に関する事項
- (9) 死亡獣畜の処理に関する事項
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) 水道に関する事項
- (13) 建築物における衛生の確保に関する事項

(10) (略)
障害福祉課～少子化対策課 (略)

産業労働部

産業政策課

- (1) 産業労働部所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (2) 産業労働行政施策の企画、調査及び調整に関する事項
- (3)・(4) (略)
- (5) 国際経済に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

創業・経営支援課

- (1) 商工団体の育成指導に関する事項
- (2) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項
- (3) 起業・創業の推進に関する事項
- (4) 中小企業の金融に関する事項
- (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (債権管理等に関するものに限る。)

(6) 貸金業に関する事項

産業振興課 (略)

商業・地場産業振興課

- (1)～(4) (略)
- (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (創業・経営支援課の所管に属する事項を除く。)

(6)～(8) (略)

産業立地課

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域経済牽引事業の促進に関する事項
- (4) (略)
- (5) 電源地域の振興に関する事項
- (6) 石油貯蔵施設の周辺地域整備に関する事項

労政雇用課・職業能力開発課 (略)

(14) プールに関する事項

(15) (略)

障害福祉課～少子化対策課 (略)

産業労働観光部

産業政策課

- (1) 産業労働観光部所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (2) 産業労働観光行政施策の企画、調査及び調整に関する事項
- (3)・(4) (略)
- (5) 商工団体の育成指導に関する事項
- (6) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項

(7) 起業・創業の推進に関する事項

(8) 中小企業の金融に関する事項

(9) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (債権管理等に関するものに限る。)

(10) 貸金業に関する事項

(11) (略)

(12) (略)

産業振興課 (略)

商業・地場産業振興課

- (1)～(4) (略)
- (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (産業政策課の所管に属する事項を除く。)

(6)～(8) (略)

産業立地課

- (1)・(2) (略)
- (3) 低開発地域工業開発促進に関する事項
- (4) (略)
- (5) 電源立地の調整に関する事項
- (6) 発電用施設及び石油貯蔵施設の周辺地域整備に関する事項

労政雇用課・職業能力開発課 (略)

観光企画課

- (1) 観光交流施策の総合調整に関する事項
- (2) 観光交流戦略の形成に関する事項
- (3) 観光交流に関する調査及び企画に関する事項 (国際観光推進課の所管に属する事項を除く。)
- (4) 新潟ふるさと村に関する事項
- (5) 旅行業に関する事項

観光局

観光企画課

- (1) 観光局所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (2) 観光交流の施策の総合調整及び戦略の形成に関する事項
- (3) 観光交流に関する調査及び企画に関する事項
(国際観光推進課の所管に属する事項を除く。)
- (4) 新潟ふるさと村に関する事項
- (5) 旅行業に関する事項
- (6) 観光施設の整備に関する事項 (自然公園に関する事項を除く。)
- (7) 学会、会議、見本市その他のコンベンションの誘致に関する事項
- (8) 総合保養地域の整備推進に関する事項
- (9) 観光に関する宣伝及び開発に関する事項
- (10) 観光事業団体の指導育成に関する事項
国際観光推進課
- (1) 観光交流に関する調査及び企画に関する事項
(国際観光戦略に関するものに限る。)
- (2) 外国人観光客の誘致に関する事項
- (3) 外国人観光客の受入体制の整備に関する事項
- (4) 広域観光周遊ルートに関する事項
- (5) 通訳案内業に関する事項

農林水産部

農業総務課・地域農政推進課 (略)

農産園芸課

- (1)～(4) (略)
- (5) 野菜、果樹、花き及び特産作物の生産振興並びに養蚕の振興に関する事項
- (6) (略)
- (7) 農作物の鳥獣被害対策に関する事項
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

(6) 観光施設の整備に関する事項 (自然公園に関する事項を除く。)

(7) 学会、会議、見本市その他のコンベンションの誘致に関する事項

(8) 総合保養地域の整備推進に関する事項

(9) 観光に関する宣伝及び開発に関する事項

(10) 観光事業団体の指導育成に関する事項
国際観光推進課

(1) 観光交流に関する調査及び企画に関する事項
(国際観光戦略に関するものに限る。)

(2) 外国人観光客の誘致に関する事項

(3) 外国人観光客の受入体制の整備に関する事項

(4) 広域観光周遊ルートに関する事項

(5) 通訳案内業に関する事項

農林水産部

農業総務課・地域農政推進課 (略)

農産園芸課

- (1)～(4) (略)
- (5) 野菜、果樹、花き及び特産作物の生産振興に関する事項
- (6) 養蚕の振興に関する事項
- (7) (略)
- (8) 特別栽培農産物の認証に関する事項
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
経営普及課～畜産課 (略)
水産課
- (1) (略)
- (2) 水産業強化支援に関する事項
- (3)・(4) (略)
- (5) 漁船の登録に関する事項
- (6) 漁場の整備及び維持管理に関する事項
- (7) (略)
- (8) 漁船保険及び漁業共済に関する事項
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
漁港課
- (1)～(4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
林政課 (略)
治山課
- (1)～(3) (略)
- (4) 林業種苗及び林木育種に関する事項
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
農地部
農地管理課～農地整備課 (略)
農村環境課
- (1)～(5) (略)
- (6) 多面的機能支払制度に関する事項
土木部
監理課～都市整備課 (略)
建築住宅課
- (1)～(6) (略)
- (7) 住宅確保要配慮者に対する施策に関する事項
- (8) (略)
- (9) (略)

- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) 飼料の検査に関する事項
- (15) (略)
経営普及課～畜産課 (略)
水産課
- (1) (略)
- (2) 沿岸漁業構造改善に関する事項
- (3)・(4) (略)
- (5) 小型船舶の総トン数測度に関する事項
- (6) 漁船の建造、改造及び転用許可並びに登録に関する事項
- (7) 漁場の整備計画及び維持管理に関する事項
- (8) (略)
- (9) 漁船保険に関する事項
- (10) 漁業共済に関する事項
- (11) 水産物の流通に関する事項
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
漁港課
- (1)～(4) (略)
- (5) 漁場整備事業に関する事項
- (6) (略)
- (7) (略)
林政課 (略)
治山課
- (1)～(3) (略)
- (4) 林業種苗に関する事項
- (5) 林木育種に関する事項
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
農地部
農地管理課～農地整備課 (略)
農村環境課
- (1)～(5) (略)
- (6) 多面的機能支払交付金に関する事項
土木部
監理課～都市整備課 (略)
建築住宅課
- (1)～(6) (略)
- (7) 優良な賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- (8) (略)
- (9) 独立行政法人住宅金融支援機構からの委託業務に関する事項
- (10) (略)

(10) (略)
下水道課・営繕課 (略)
交通政策局 (略)
出納局
管理課

(1) (略)
(2) 財務会計事務の企画、調整及び指導並びに会計職員(税務関係職員を除く。)の研修に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

会計検査課 (略)

2 各部(知事政策局、防災局、観光局、交通政策局及び出納局を含む。以下この項において同じ。)の筆頭に掲げる課を主管課といい、部内各課の連絡調整に関する事項及び部内他課に属しない事項を処理するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2～14 (略)

15 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管理事務所、地区センター及び分所を置く。

名称	位置	担当区域
----	----	------

(略)

16・17 (略)

(組織)

第11条 (略)

2～6 (略)

7 上越地域振興局直江津港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課
業務係
工務課

8～13 (略)

(11) 高齢者の居住の安定確保に関する事項

(12) (略)

下水道課・営繕課 (略)

交通政策局 (略)

出納局

管理課

(1) (略)

(2) 財務会計事務の企画及び調整に関する事項

(3) 財務会計事務の指導に関する事項

(4) 会計職員(税務関係職員を除く。)の研修に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

会計検査課 (略)

2 各部(知事政策局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下この項において同じ。)の筆頭に掲げる課を主管課といい、部内各課の連絡調整に関する事項及び部内他課に属しない事項を処理するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2～14 (略)

15 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管理事務所、地区センター及び分所を置く。

名称	位置	担当区域
----	----	------

新発田地域振 胎内市

興局地域整備

部奥胎内分所

(略)

16・17 (略)

(組織)

第11条 (略)

2～6 (略)

7 上越地域振興局直江津港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課
庶務係 業務係
工務課

8～13 (略)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課～普及課 (略)

農村計画課

(1)～(8) (略)

(9) 多面的機能支払制度に係る指導、助言及び検査に関する事項

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課～計画調整課 (略)

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項

(2)・(3) (略)

道路課 (略)

治水・港湾課

(1) 河川改修及び海岸保全の工事の執行に関する事項

(2) 災害復旧工事の執行に関する事項(維持管理課の所管に属する事項を除く。)

(3)～(7) (略)

ダム管理課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修及び海岸保全の工事並びにダムの建設工事の執行に関する事項

(2)～(4) (略)

建築課・ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項(大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課～普及課 (略)

農村計画課

(1)～(8) (略)

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課～計画調整課 (略)

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項(港湾課の所管に属する事項を除く。)

(2)・(3) (略)

道路課 (略)

治水・港湾課

(1) 河川改修及び海岸保全の工事並びにダムの建設工事の執行に関する事項

(2) 災害復旧工事の執行に関する事項(維持管理課及び港湾課の所管に属する事項を除く。)

(3)～(7) (略)

ダム管理課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修及び海岸保全の工事の執行に関する事項

(2)～(4) (略)

建築課・ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項(滞納繰越分に係る収納、大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なものに限る。)

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項(滞納繰越分に係る滞納処分、大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他滞納処分が困難な

(2) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第4号において同じ。）

(3) (略)

(4) 普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第2課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(4) 個人県民税に係る徴収金の賦課に関する事項
収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他収納が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他滞納処分が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(4) 納税貯蓄組合に関する事項

新津収税課 (略)

健康福祉部～地域整備部 (略)

4・5 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1)～(5) (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修工事の執行に関する事項

(2)～(4) (略)

ものに限る。)

(3) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項

(4) (略)

(5) 納税貯蓄組合に関する事項

(6) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第2課及び収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（収税第1課及び新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（収税第1課及び新津収税課の所管に属する事項を除く。）

新津収税課 (略)

健康福祉部～地域整備部 (略)

4・5 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1)～(5) (略)

(6) ダムの建設工事の執行に関する事項

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修工事及びダムの建設工事の執行に関する事項

(2)～(4) (略)

建築課 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修工事の執行に関する事項

(2)～(5) (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～計画調整課 (略)

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項

(2)・(3) (略)

道路課・治水・港湾課 (略)

ダム建設課

ダムの建設工事の執行に関する事項

ダム管理課 (略)

10・11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林水産振興部 (略)

地域整備部

庶務課～計画調整課 (略)

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項

(2)・(3) (略)

道路課～漁港課 (略)

13～15 (略)

16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～維持管理課 (略)

土木整備課

(1)～(3) (略)

(4) 河川改修工事の執行に関する事項

(5)～(7) (略)

林業振興課・森林施設課 (略)

17～23 (略)

(分掌事務)

第92条 保健環境科学研究所の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

建築課 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修工事及びダムの建設工事の執行に関する事項

(2)～(5) (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～計画調整課 (略)

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項(治水・港湾課の所管に属する事項を除く。)

(2)・(3) (略)

道路課・治水・港湾課 (略)

ダム建設課

第6項に規定する地域整備部ダム建設課の分掌事務

ダム管理課 (略)

10・11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林水産振興部 (略)

地域整備部

庶務課～計画調整課 (略)

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項(港湾課及び漁港課の所管に属する事項を除く。)

(2)・(3) (略)

道路課～漁港課 (略)

13～15 (略)

16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～維持管理課 (略)

土木整備課

(1)～(3) (略)

(4) 河川改修工事及びダムの建設工事の執行に関する事項

(5)～(7) (略)

林業振興課・森林施設課 (略)

17～23 (略)

(分掌事務)

第92条 保健環境科学研究所の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)
調査研究室
(1)～(11) (略)
(12) 気候変動適応に関する事項

(組織)

第133条 農業総合研究所に次の部、課、室及び係を置く。

管理部 (略)
企画経営部
企画調整室
連携推進室
基盤研究部
アグリ・フーズバイオ研究部

2～5 (略)

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)
企画経営部
企画調整室
(1) 試験研究の企画調整及び進捗管理に関する事項
(2) 農業及び食品に関する研究成果の管理に関する事項
(3) (略)

(4) (略)

連携推進室

(1) 経営的視点に基づいた農業技術の評価及び経営研究に関する事項
(2) 農業及び食品産業の革新的技術開発に係る産学官連携に関する事項
(3) 各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項
(4) 開発技術の情報発信及び知的財産権管理に関する事項

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部
(略)

2～8 (略)

(部長等)

第165条 部(知事政策局、防災局、観光局、交通政策局及び出納局を含む。以下この節において同じ。)に部長(知事政策局長、防災局長、観光局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下この節において同じ。)を置く。

2～4 (略)

5 部に副部長(知事政策局、観光局、交通政策局

総務課 (略)
調査研究室
(1)～(11) (略)

(組織)

第133条 農業総合研究所に次の部、課、室及び係を置く。

管理部 (略)
企画情報部
企画調整室
研究情報室
基盤研究部
アグリ・フーズバイオ研究部

2～5 (略)

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)
企画情報部
企画調整室
(1) 試験研究の企画調整に関する事項
(2) (略)
(3) 各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項
(4) (略)

研究情報室

(1) 農業に係る情報化の研究及び情報管理に関する事項
(2) 農業及び食品に関する研究成果の管理に関する事項
(3) 農業経営の合理化及び農畜産物の流通の研究に関する事項

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部
(略)

2～8 (略)

(部長等)

第165条 部(知事政策局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下この節において同じ。)に部長(知事政策局長、防災局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下この節において同じ。)を置く。

2～4 (略)

5 部に副部長(知事政策局、交通政策局及び出納

及び出納局にあつては、副局長。次項において同じ。)を置くことができる。

6～8 (略)

(新産業企画監)

第166条 産業労働部に新産業企画監を置くことができる。

2 (略)

第167条 削除

(国際企画主幹等)

第170条の2 (略)

2 (略)

3 知事政策局国際課に韓国室長、ロシア室長及び中国室長を置くことができる。

(人事調査員)

第174条の2 総務管理部人事課に人事調査員を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、広報広聴課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民生活課、新潟暮らし推進課、文化振興課、スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働部産業政策課、創業・経営支援課、産業振興課、商業・地場産業振興課及び労政雇用課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(船長等)

第180条 農林水産部水産課に弥彦丸船長を置く。

2 農林水産部水産課に漁業調整員、弥彦丸機関長、弥彦丸一等航海士、弥彦丸一等機関士及び弥彦丸通信長を置くことができる。

(船長等)

局にあつては、副局長。次項において同じ。)を置くことができる。

6～8 (略)

(新産業企画監)

第166条 産業労働観光部に新産業企画監を置くことができる。

2 (略)

(観光局長)

第167条 産業労働観光部観光局に観光局長を置く。

2 観光局長は、部長の命を受けて観光局が所管する課の事務を処理する。

(国際企画主幹)

第170条の2 (略)

2 (略)

(統計企画員)

第174条の2 総務管理部統計課に統計企画員を置く。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、広報広聴課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、文化振興課、スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局観光企画課及び観光局国際観光推進課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(漁業調整員等)

第180条 農林水産部水産課に漁業調整員及び弥彦丸船長を置く。

2 農林水産部水産課に弥彦丸機関長、弥彦丸一等航海士、弥彦丸一等機関士及び弥彦丸通信長を置くことができる。

(船長等)

第205条 (略)

2 (略)

3 佐渡地域振興局農林水産振興部の漁政課に漁業調整員を置くことができる。

第205条 (略)

2 (略)

3 佐渡地域振興局農林水産振興部の漁政課に漁業調整員を置く。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。